

○宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱

平成23年3月22日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、宗像市元気なまちづくり基金条例（平成22年宗像市条例第33号）に基づき設置された宗像市元気なまちづくり基金の益金を原資として実施する文化芸術活動事業の一環として、次条の団体又は個人が行う文化芸術活動に要する経費の一部を補助する宗像市文化芸術活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令6告示118・一部改正）

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体又は個人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内に活動の拠点を置く団体であって、市内に居住し、通勤し、又は通学する者が3人以上所属するもの。
- (2) 市外に活動の拠点を置く団体（3人以上が所属するものに限る。）であって、市内で文化芸術活動を行うもの。
- (3) 市内に活動の拠点を置く個人であって、市内に居住し、通勤し、又は通学するもの。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる団体は除くものとする。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする団体
- (2) 宗教の教義を広め、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（平29告示120・令6告示118・一部改正）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市の文化芸術の振興に寄与すると認められる

もので、文化芸術の鑑賞機会等を創出する事業、文化芸術活動を支援する事業及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与する事業（以下これらを総称して「補助事業」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は除くものとする。

(1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業

(2) 専ら直接的な営利を目的とする事業

(3) 前条の補助対象者が申請しようとする事業について国、地方公共団体、その他の公共的団体等の補助金の交付決定若しくは交付を受け、又は受けようとしている事業

3 補助事業は、当該年度において既に事業に着手し、又は実施した事業を含むものとする。

(平29告示120・令6告示118・一部改正)

(補助対象経費等)

第4条 市長は、毎年度予算の範囲内において、補助事業に要する経費の一部を補助するものとし、これに対する補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は別表に定めるところによる。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、原則として1年間とする。ただし、市長が事業効果を上げるため、継続して事業の実施が必要と認める場合は、最長で3年間まで補助金の交付対象期間を延長することができる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付の申請その他補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする団体又は個人が補助金の交付の申請をする場合は、規則第4条第2項各号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 団体又は個人に関する調書

(2) 企画提案書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をすることができる期間は、市長が別に定める。

4 補助金の交付の決定を受けた団体又は個人（以下「交付決定者」という。）は、交付決定がなされた補助事業の内容を変更する必要があるときは、速やかに変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により変更承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(令6告示118・一部改正)

(助言及び指導)

第7条 市長は、補助事業等の実施に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助言又は指導を行うことができる。

(令6告示118・一部改正)

(審査)

第8条 市長は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市市民文化・芸術活動審議会に第6条第2項の規定により提出された書類その他必要と認められる書類を提出し、補助事業としての妥当性について審査を求めるものとする。

(平29告示120・全改)

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の審査に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年4月27日告示第120号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付の決定を受けている事業の交付対象期間の延長に係る補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月27日告示第118号）

この告示は、令和6年5月1日から適用する。

別表（第4条関係）

（平29告示120・全改、令6告示118・一部改正）

補助対象経費	補助率及び補助金の限度額
<p>(1) 報償費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 需用費</p> <p>(4) 役務費</p> <p>(5) 委託料</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p> <p>(7) 原材料費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内（障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）若しくは障害者が主体となって活動を行う団体又は若年者（補助金の申請日の属する年度の4月1日時点において15歳以上35歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは構成員の半数以上が若年者である団体が実施する事業において、市長が特に必要と認める場合にあつては、4分の3以内）の額とする。ただし、70万円を限度とする。</p>